

区	連	会	資	料
令和5年	1月	20日		
総務課				
福祉課	保健課	健康課		
高齢・障害支援課				

あおば災害ネット登録促進のためのダイレクトメール発送及び 支えあいカードの活用について

1 ダイレクトメール発送について

災害発生時に一人では避難が困難な要援護者の避難支援を円滑に進めるためのシステムである「あおば災害ネット」の登録促進のため、対象の方へダイレクトメールを2月中下旬頃に発送いたします。については、登録者の増が見込まれますので、「支えあいカード」のコピーの提供がありましたら、登録者情報の安全な管理、発災時等の避難支援のためのご活用をお願いいたします。

なお、昨年度はダイレクトメール発送を延期しておりましたので、今年度は昨年度予定していた方を含めての発送となります。

2 支えあいカードの活用について

あおば災害ネットにおいて重要な役割を担っていただいている自治会・町内会の会長様向けに、「支えあいカード」を日頃の災害対策にご活用いただけるようまとめた資料を配布しますので、是非ご一読いただきますようお願いいたします。

会長が交替される際には「支えあいカード」とともに引継ぎをお願いいたします。

今月の自治会・町内会配達ルートにて、各自治会・町内会長の皆様に下記資料を1部ずつ送付いたします。

- 1 (1) あおば災害ネット登録促進のためのダイレクトメール発送について
- (2) ダイレクトメール同封の案内文及び返信用ハガキ
- 2 (1) あおば災害ネット「支えあいカード」の活用について
- (2) 支えあいカードの個人情報取り扱い上の注意点
- (3) あおば災害ネット Q&A
- (4) あおば災害ネットリーフレット

問合せ先： ○地域防災拠点や防災に関すること

 総務課 TEL (978) 2213

○民生委員に関すること

 福祉保健課 TEL (978) 2433

○福祉・介護サービス等に関すること

 高齢・障害支援課 TEL (978) 2444

あおば災害ネット登録促進のためのダイレクトメール発送について

平成 20 年 3 月にスタートした「あおば災害ネット」は、自治会・町内会、民生委員児童委員等関係者の皆様のご尽力・ご協力により、地域の中で取組みを進めていただいているところです。

今年度は、昨年度予定していた方を含め、要援護者の災害への備えの一環として登録促進のためのダイレクトメールを発送します。発送後の流れは次のとおりです。

ダイレクトメール発送と発送後の流れ

1 ダイレクトメールの発送

令和 3 年度、4 年度に新たに^{※1} 災害時要援護者リストに掲載された方（施設入所者を除く）で、「支えあいカード」未登録の方を対象として、登録を促すためのダイレクトメールを、2 月中下旬頃に発送します。（発送件数約 3,000 通）

2 ダイレクトメール発送後の流れ

①登録を希望される方から区役所への連絡（^{※2}はがきの返送）



②区役所は毎月の区民児協にて、登録希望者の情報を、各地区の会長へ提供



③各地区の会長は地区定例会にて、担当地区的民生委員児童委員へ提供



④担当地区的民生委員児童委員は順次、登録希望者を訪問し、「支えあいカード」を作成し区役所へ提出（新型コロナ感染症の拡大状況により民生委員児童委員の訪問を休止することがあります。）



⑤区役所は原本を保管し、コピーを 4 部（自治会・町内会分、民生委員児童委員分、地域防災拠点分、本人分）民生委員児童委員へ提供



⑥民生委員児童委員から各自治会・町内会長、民生委員児童委員、地域防災拠点運営委員長、本人へコピーを提供

※1 災害時要援護者リスト

災害時要援護者のうち、次のいずれかに該当する方の個人情報を記載した一覧で、大規模等災害発生時には各地域防災拠点に提供されるものです。

- (1) 介護保険要支援・要介護認定者でア～ウのいずれかに該当する方
 - ア 要介護3以上の方
 - イ 一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方
 - ウ 認知症にある方
- (2) 障害福祉サービスを受給されている身体障害者、知的障害者、難病患者
- (3) 聴覚障害者、視覚障害者及び肢体不自由者のうち、身体障害者手帳1～3級の方
- (4) 療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方

※2 返信用はがき

対象者には、ダイレクトメールで別紙のようなご案内と返信用はがきを送付します。

※3 参考

令和4年12月末現在、「支えあいカード」の登録者数は2,761人です。

「支えあいカード」作成のご案内について

あおば災害ネット(青葉区災害時要援護者避難支援システム)

青葉区では、震災等の災害発生時に、お一人では避難が困難な要援護者(ご高齢の方や障害のある方等)の円滑な避難支援を進めていくための「あおば災害ネット」を、平成20年3月から運用しています。

この「あおば災害ネット」は、要援護者ご本人の申し込みにより、地区を担当する民生委員がご自宅を訪問し、ご本人の状況等に関する情報を記載した「支えあいカード」と一緒に作成します。

作成後は、自治会・町内会役員、地域防災拠点運営委員、民生委員、区役所の4者がそれぞれ「支えあいカード」を保管し、災害発生時に備えた安否確認や避難支援に活用させていただきます。詳しくは、同封のリーフレットをご参照ください。

「あおば災害ネット」の趣旨をご理解の上、「支えあいカード」の作成を希望される方は、同封のはがきに「住所・氏名・電話番号」をご記入の上、青葉区役所あてにご返信ください。

※後日、地区を担当する民生委員からご連絡の上、訪問させていただきます。

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、民生委員の訪問を休止することがありますのでご承知ください。

ご案内が到着した方へのお知らせ

このご案内は、令和4年9月末時点において、次の要件に該当するご自宅にお住いの方を対象にお送りしています。それ以降に死亡・転居等により該当されなくなった方や、すでに「支えあいカード」を作成された方におかれましては、お手数をおかけしますが、廃棄くださいようお願い申し上げます。

- ① 介護保険の介護度が要介護3以上の方
- ② 全員が65歳以上の世帯でいずれも介護保険の介護度が要支援以上の方
- ③ 介護保険の介護度が要介護2以下で認知症のある方
- ④ 障害福祉サービスを受給されている方(身体障害、知的障害、難病患者)
- ⑤ 聴覚、視覚障害者及び肢体不自由者で、個別の等級が1~3級の方
- ⑥ 療育手帳(愛の手帳)判定基準表A1又はA2の方

令和5年2月

【問い合わせ先】

総務課庶務係(地域防災拠点や防災に関すること) 電話 978-2213 FAX 978-2410

福祉保健課運営企画係(民生委員に関すること) 電話 978-2433 FAX 978-2419

高齢・障害支援課高齢・障害事務係 電話 978-2444 FAX 978-2427

(福祉・介護サービス等に関すること)

登録を希望される方は、対象となる方のご住所・お名前・電話番号のご記入をお願いいたします。
後日、地区を担当する民生委員・児童委員が訪問いたします。

あおば災害ネット (青葉区災害時要援護者避難支援システム) 「支えあいカード」の作成を希望します。

記入日 年 月 日

ご住所 青葉区

(ふりがな)

お名前

電話番号

※このはがきは、区役所を通じて民生委員・児童委員が受け取ります。ご返信の際には、同封の情報保護シールを貼付してください。

※夏に横浜市ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業で、区役所から、はがきをお送りした方もおりますが、本はがきは別の事業です。

あおば災害ネット「支えあいカード」の活用について

災害時に一人では避難が困難な要援護者（高齢者や障害者等）を支援するために、青葉区では要援護者の情報をあらかじめ地域で共有するための仕組みとして「あおば災害ネット」を推進しています。

登録を希望する要援護者の「支えあいカード」を作成し、情報共有のために関係者にお渡ししています。要援護者支援には、民生委員、自治会・町内会、地域防災拠点及び区役所が日頃から連携しながら体制を整えることが大切です。下記概要と別添のリーフレット及び「支えあいカードの個人情報取り扱い上の注意点」を是非ご一読いただき、要援護者支援のためにご活用いただきますようお願いいたします。

1 要援護者に地域の支援が必要な理由

過去の大きな災害では、生き埋めや閉じ込めから助かった人の大半が自助・共助により命を取り留めました。普段在宅で生活している要援護者は自助が難しいケースが多いため、発災直後においては、共助＝「地域による助け合い」が特に大きな意味を持ちます。

2 支えあいカードの目的

地域のつながりの希薄化・弱体化が進んでいる現代において、個人情報に配慮しながら、いざという時に備えて、災害時に一人では避難が困難な方の情報を地域で事前に共有することを目的としています。

3 支えあいカード関係者それぞれの主な役割

- (1) 自治会・町内会 → 近隣による助け合いの体制づくり、発災時の助け合い
- (2) 民生委員 → 支えあいカード作成・更新、関係者への（写）の配付
- (3) 地域防災拠点 → 発災時の助け合い
- (4) 区役所 → 支えあいカード原本の保管

4 支えあいカードの活用例

(1) 平常時

- ア つながり作り
- ・ 訪ねてみる（顔合わせ）
 - ・ 地域の催しへの参加声掛け 等

イ 防災訓練

- ・ 防災関係者（担当者）による要援護者の居住地確認
- ・ 要援護者宅から地域防災拠点までの経路・避難方法の確認
- ・ 地域防災拠点における要援護者の居住スペースの確認 等

(2) 発災時

可能な範囲での要援護者の安否確認、救助 等

青葉区高齢・障害支援課

高齢・障害事務係

電話：045-978-2444

支えあいカードの個人情報取り扱い上の注意点

平成 29 年施行の改正個人情報保護法（「個人情報の保護に関する法律」）により、「支えあいカード」も同法の適用を受けるようになりました。そのため、「支えあいカード」の個人情報の取り扱い上の注意点をまとめました。

1 基本的な考え方

個人情報保護法の基本的ルールは「自分の情報がどこでどのように扱われるか自分で決められること」です。言い換えれば、本人が知らない間に個人情報が保有・利用・提供・紛失等されることが無いように配慮・対応するということです。

2 個人情報保護法上の取扱事業者の主な義務

- (1) 個人情報を取得するときは、何に使うか目的を決めて本人に伝えること（第 15 条、第 18 条）
- (2) 個人情報は決めた目的以外のことには使わないこと（第 16 条）
- (3) 個人情報を第三者に渡す際は、本人の同意を得ること（第 23 条）
- (4) 健康状態や障害等の「要配慮個人情報」は本人の同意を得て取得すること（第 17 条）
- (5) 本人からの「個人情報の開示や訂正等の請求」に応じること（第 28 条、29 条）
- (6) 取得した個人情報は安全に管理すること（第 20 条）

3 支えあいカードの取り扱い上の注意点

- (1) 支えあいカード（あおば災害ネット）の趣旨（目的）以外では使用しない。

支えあいカードは、災害発生時に要援護者の安否確認・情報伝達・救出救護・避難誘導が近隣の助け合いのもとに円滑に進むよう地域があらかじめ当該世帯を把握することを目的としています。

- (2) 支えあいカードに記載されている地域の関係者以外には情報を提供しない。

それ以外の第三者に提供する必要が生じた場合は、必ず本人の同意を得る。

支えあいカードに記載されている地域の関係者は次のとおりです。

- ・自治会・町内会役員（班長等を含む場合が多い ※各自治会の規約による）
- ・民生委員・児童委員 　・地域防災拠点運営委員 　・区役所

- (3) 紛失や漏えい等を防ぐため、専用のフラットファイル等に綴じ、鍵のかかる場所に保管するなど安全に管理する。

専用のフラットファイル（背幅 15mm ピンク）は、以前、各自治会・町内会に配付しています（足りない等ありましたら、下記までご連絡ください。）。

※自治会・町内会長が交替される場合は、確実な引継ぎをお願いいたします。

あおば災害ネット Q&A

No.	質問	回答
1	支えあいカードは、民生委員、自治会・町内会、地域防災拠点、区役所の4者で情報を共有するとのことだが、それぞれの役割はどのようなものを想定しているのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員…支えあいカードの作成・更新、関係者への写しの配付 ・自治会・町内会…近隣による助け合いの体制づくり、発災時の助け合い ・地域防災拠点…発災時の助け合い ・区役所…支えあいカード原本の保管
2	支えあいカードの情報は自治会・町内会の誰（どの役職）まで共有できるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会・町内会の役員までです。具体的には自治会・町内会の規約によりますが、班長までを役員とすることが多いようです。 ・登録者ご本人またはご家族の同意があれば役員以外の自治会・町内会関係者でも共有することができます。その場合、登録者支援のために必要な情報は必要最小限のもの（氏名、住所等）で足りると考えます。
3	支えあいカード登録者の支援として、自治会・町内会は何をすればよいのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・支えあいカードは、災害発生時に近隣の助け合いの中で登録者の安否確認や避難支援が行われることを目的に作成されます。そのため、発災時の円滑な支援を目指して、防災訓練等の機会を利用して登録者の居住場所を確認する等、自治会・町内会の状況に合わせた事前準備を行っていただきたいと思います。
4	取組事例を紹介して欲しい。	<p>横浜市内の事例等であれば、次のURLからダウンロードできます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「共助による災害時要援護者支援の活動事例集」 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikfukushi/yogoshien/saigai_r2zireisyuu.html ・「共助による災害時要援護者支援の手引き」 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikfukushi/yogoshien/saigai_r2tebiki.html
5	支えあいカードと災害時要援護者名簿はどう違うのか？	<p>【支えあいカード】…災害発生時の避難に不安を持つ要援護者（高齢者や障害者等）の安否確認や避難誘導などが、近隣の助け合いの中で行えるように、あらかじめ要援護者の情報を地域で共有するための情報カードで、要援護者本人または家族の希望に基づき作成されるもの。</p> <p>【災害時要援護者名簿】…災害対策基本法により、市町村に作成が義務付けられている名簿であり、横浜市が作成し、大規模等災害発生時には各地域防災拠点に搬送され、要援護者の安否確認等に利用することができるもの。</p> <p><名簿対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護保険要介護・要支援認定者で次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・要介護3以上の方 ・一人暮らし高齢者または高齢者世帯で、いずれもが要支援または要介護認定の方 ・認知症にある方 ○障害福祉サービスを受給されている身体障害者、知的障害者、難病患者 ○聴覚障害者、視覚障害者及び肢体不自由者のうち、身体障害者手帳1～3級の方 ○療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方 <p>※これらの対象者に「支えあいカード」の登録勧奨を行っています。</p>
6	発災時には、支えあいカード登録者及び災害時要援護者名簿に掲載されている対象者の安否確認や避難支援を必ず行う必要があるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行っていただこうことを想定しています。 <p>【避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月（令和3年5月改定）内閣府（防災担当））】</p> <p>「避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうこととあわせて～中略～助けられない可能性もあることを理解してもらうこと。」</p>

災害時のお役立ち情報

災害時の備えとして、ご活用ください。

青葉区防災アプリ

横浜市青葉区の災害・緊急情報を取得できるアプリです。



このアプリに関するお問い合わせ 横浜コミュニティ放送株式会社(FMサルース) ☎330-5322

Net119

聴覚・言語機能障害のある方が音声による緊急通報ができるアプリです。



このアプリに関するお問い合わせ 横浜市消防局司令課 ☎334-6725 FAX:334-6720

災害用伝言ダイヤル

災害時に被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板です。

ご利用方法

- 「171」をダイヤルし、利用ガイドにしたがって伝言の録音・再生をおこなってください。
- 録音された伝言は被災地の方の電話番号を知っている全ての方が聞くことができます。

1 7 1 をダイヤル

録音 の場合は 1 をダイヤル

再生 の場合は 2 をダイヤル

被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤル

録音 1 をダイヤル

再生

9 を入力

あおば災害ネットのお問い合わせ

※制度概要のお問い合わせは、どの担当でも承ります。

民生委員に関することは

福祉保健課 運営企画係
☎978-2433
FAX:978-2419

地域防災拠点や防災に関することは

総務課 庶務係
☎978-2213
FAX:978-2410

福祉・介護サービス等に関することは

高齢・障害支援課 高齢・障害事務係
☎978-2444
FAX:978-2427

青葉区災害時要援護者避難支援システム

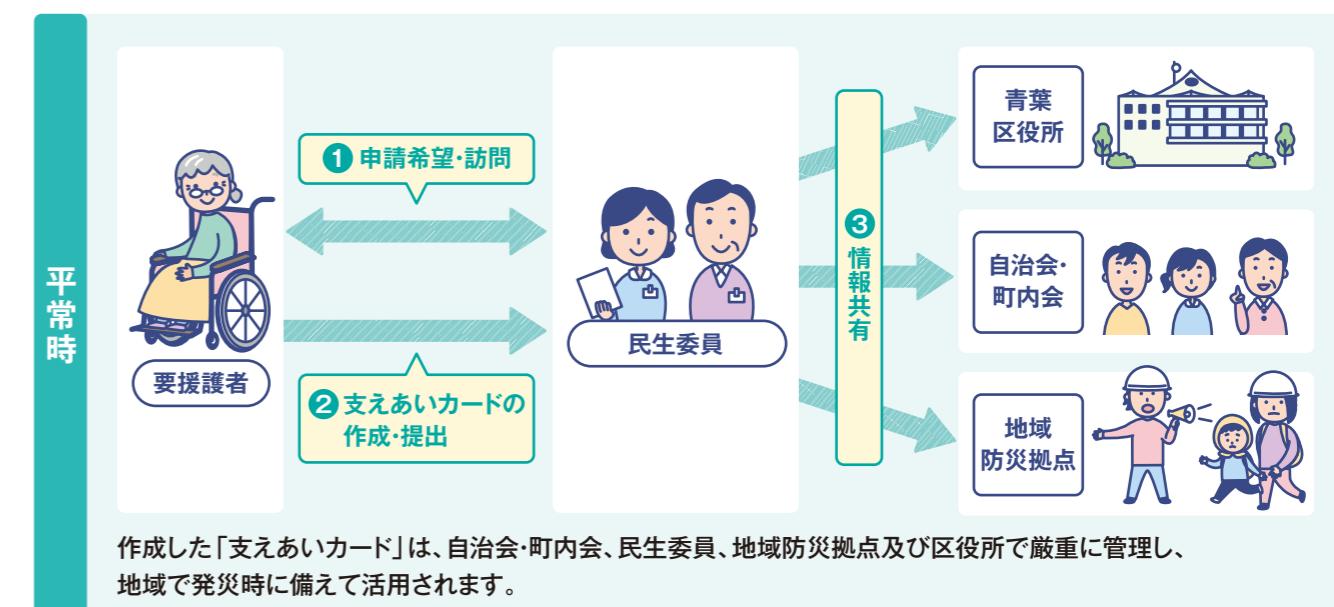
あおば災害ネット



「あおば災害ネット」は、災害発生時、要援護者（お一人では避難が困難なご高齢の方や障害のある方等）の安否確認や避難誘導が近隣の助け合いのもと円滑に進むよう、地域であらかじめ該当世帯を把握するものです。

大規模な災害が発生した時、救出救助をはじめ、行政からの支援は皆さんのもとへすぐには届かない場合があり、特に災害発生直後の避難支援には地域の協力が欠かせません。

登録を希望する方へは、民生委員がご自宅を訪問し、一緒に「支えあいカード」を作成します。このカードにより、支援が必要な要援護者の情報を地域が共有し、災害に備えることを目的としています。



作成した「支えあいカード」は、自治会・町内会、民生委員、地域防災拠点及び区役所で厳重に管理し、地域で発災時に備えて活用されます。



「支えあいカード」は発災時に、自治会・町内会、地域防災拠点が、安否確認や避難支援に利用します。

申請から登録までの流れ

STEP 1 申請希望

申請希望

対象となる方は、高齢者一人暮らしや高齢者のみの世帯、家族が働いていて日中は一人、認知症や障害がある等、災害時の避難に不安を感じている方です。

希望される方は、地域の担当民生委員へお申し込みください。担当民生委員がわからない場合、福祉保健課運営企画係（☎978-2433）へ連絡ください。

STEP 2 民生委員と一緒に「支えあいカード」の作成

ご自宅に民生委員が訪問し、かかりつけ医や支援が必要な状況を聞き取り、緊急時の連絡先等の確認を行って一緒に作成します。

※「民生委員」とは、見守り訪問や地域活動を行う「地域のつなぎ役」です。厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員で区内で約300人が活動しています。



STEP 3 地域で情報共有

作成した「支えあいカード」は民生委員が預かり、区役所に提出されます。その後、原本を区役所で、写しを自治会・町内会、民生委員及び地域防災拠点で、それぞれ厳重に管理します。登録者の情報は集約表にまとめたり、登録者の情報入りの地図を作製したり、防災訓練に利用する等、災害発生時に備えて地域で活用されます。

青葉区では

「あおば災害ネット」の登録者に「あんしん情報ボトル」を配付します。

「あんしん情報ボトル」はプラスチック製の筒で、中に「支えあいカード」の本人控えを入れて、冷蔵庫で保管します。

災害時にはボトル内の情報を避難の際に役立てます。

「あんしん情報ボトル」はこんな活用方法もあります。

保険証のコピー、かかりつけ医の診察券のコピー、お薬手帳のコピー、緊急連絡先なども一緒に保管します。こうすることで災害時だけではなく急病などの際に、救急隊が活用することもできます。かかりつけ医などの医療情報があれば、搬送先の病院との調整に役立ちます。



よくあるご質問

Q 「支えあいカード」を作成し、あおば災害ネットに登録すると災害発生時に必ず支援を受けることができますか？

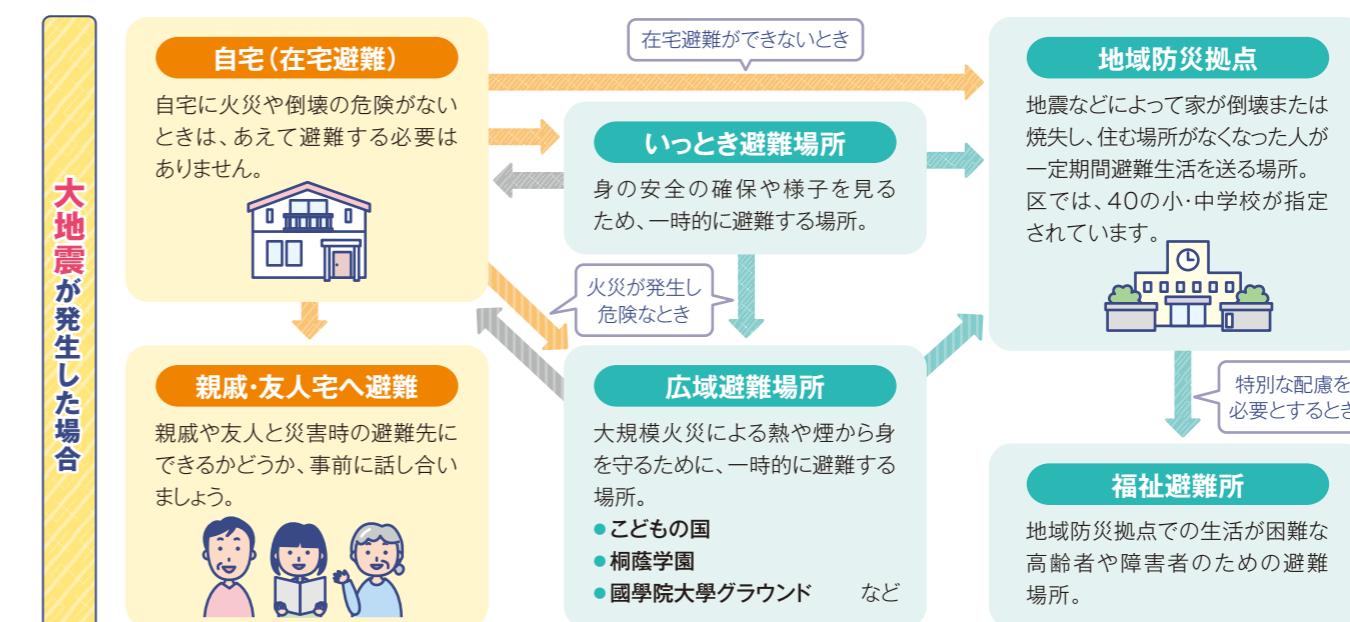
A 災害時の避難支援等は、「ご近所の助け合い」のもと成り立っています。発災時は、地域の支援者自身が被災する状況も考えられますので、「支えあいカード」に登録された方への支援を必ずしもお約束するものではありません。

Q 災害時の支援以外に、日常的な見守りの支援はありますか？

A 一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯及び日中独居の方で希望をする方には、民生委員が定期的な訪問をする支援があります。地域の担当民生委員へお申し込みください。担当民生委員がわからない場合、福祉保健課運営企画係（☎978-2433）へご連絡ください。

もしも今、地震が発生したら？

今後30年以内に横浜市で震度6以上の大地震が発生する確率は、82%といわれています。
大地震へ備えるために、できることから始めましょう。



〔参考〕大地震と風水害の避難場所の違いは？

	大地震	風水害
避難先	市立の小・中学校など地域ごとに指定された「地域防災拠点」	市立の小・中学校など安全な経路が確保できる「風水害の避難場所」
開設基準	市内で震度5強以上を観測した場合、区内40カ所に一斉開設	3つの状況を基準に避難勧告等を発令、避難場所を開設 状況Ⅰ 土砂災害警戒情報の発表(可能性があるとき) 状況Ⅱ 河川の増水による洪水の発生(恐れがあるとき) 状況Ⅲ 区内全域で多くの被害の発生(恐れがあるとき)
避難の目安	家屋の倒壊などにより、自宅で生活ができなくなったとき	地域に避難情報等の発令や危険を感じたとき
物資の配布	被災生活で必要最低限の物資を配布 ※在宅避難者分も地域防災拠点で配布	原則配布なし
開設・運営者	自治会・町内会が中心の運営委員会、避難者	市職員など